|  |
| --- |
| **４０２６．到着確認登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＰＩＤ | 到着確認登録 |

１．業務概要

積荷目録提出後に、本船が船卸港に到着した旨を本船単位に一括して登録する。

また、本船単位に入港年月日の登録及び訂正を行う。

なお、本船に対して本業務が最初に実施された場合、以下の処理を自動起動する。

①到着即時に係る輸入申告等を自動起動する旨が登録されている貨物についての輸入申告等処理

（詳細は「輸入申告（ＩＤＣ）」業務を参照。）

②卸コンテナ情報登録を自動起動する旨が登録されているコンテナについての卸コンテナ情報登録処理

（詳細は「卸コンテナ情報登録（提出）（ＤＣＬ０２）」業務を参照。）

本船に対する２回目以降の本業務では以上の自動起動処理を行わない。そのため、本業務を最初に行う場合は、本船利用船会社毎の積荷目録提出状況を確認したうえで行う必要がある。

２．入力者

船会社、船舶代理店、ＣＹ

３．制限事項

なし

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者が船会社の場合は、当該船会社分の「積荷目録提出（ＤＭＦ）」業務が行われていること。

③入力者が船舶代理店の場合は、入力された船卸港に対してＤＭＦ業務が行われている本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されていること。

④入力者がＣＹの場合は、「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務で指定された船卸しをするＣＹであること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）積荷目録管理ＤＢチェック

①入力された船舶情報＊１に対する積荷目録管理ＤＢが存在すること。

②積荷目録提出済の旨が登録されている本船利用船会社が存在すること。

③「船卸確認登録（個別）（ＰＫＫ）」業務または、「船卸確認登録（一括）（ＰＫＩ）」業務が行われていないこと。

（＊１）船舶情報とは、以下の４項目を指す（以下、同様）。

①船舶コード

②船会社コード

③船卸港コード

④船卸港枝番

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）該当Ｂ／Ｌ番号抽出処理

本船に対する最初の本業務で、かつ積荷目録管理ＤＢにコンテナ（空コンテナを含む。以下同様。）が登録されている場合は、入力された船舶情報に対する到着即時輸入申告扱いの予備申告の登録がされているＢ／Ｌ情報のうち、当該港で積荷目録提出済の本船利用船会社分のＢ／Ｌ情報のみ抽出する。

（３）積荷目録管理ＤＢ処理

①当該港における到着確認がされた旨を登録する。

②入力された入港年月日を登録する。

（４）貨物情報ＤＢ処理

抽出されたＢ／Ｌ番号に対する貨物について、本申告処理を自動起動した旨を登録する。

（５）到着即時輸入申告扱いの本申告起動処理

抽出されたＢ／Ｌ番号に対する貨物について、本申告処理を自動起動する。

（６）卸コンテナ情報登録処理

本船に対する最初の本業務で、かつ積荷目録管理ＤＢにコンテナが登録されており、当該港分の到着確認時にＤＣＬ０２業務を併せて行う旨が登録されている場合は、当該処理を自動起動する。

（７）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（８）注意喚起メッセージ出力処理

内部処理を実施している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 卸コンテナ開庁時登録情報 | 本業務が税関の執務時間外に行われ、卸コンテナ  情報登録で開庁時登録された場合 | 卸コンテナリスト提出者 |

７．特記事項

（１）ＭＦＲ業務で登録された本船利用船会社及びＭＦＲ業務で指定された船卸しをするＣＹが複数存在する場合でも、いずれかの利用者が本業務を行うことにより、すべての本船利用船会社及びＣＹ分の処理が行われる。

（２）本業務を行ったときにＤＭＦ業務を行っていない本船利用船会社分の到着即時輸入申告扱いの本申告起動処理及び卸コンテナ情報登録処理は行われないので留意すること。その場合、到着即時輸入申告扱いの予備申告の登録がされた貨物についてはＰＫＫ業務またはＰＫＩ業務を契機に本申告起動処理が行われる。

（３）本業務で登録した入港年月日は、ＰＫＫ業務またはＰＫＩ業務を契機に、本船に係る貨物及びコンテナの入港年月日に反映される。また、本業務実施後、ＤＭＦ業務及び「積荷目録情報訂正（ＣＭＦ０１またはＣＭＦ０２）」業務で異なる入港年月日が入力された場合でも、本業務で入力された入港年月日が反映される。なお、本船扱い、輸入許可済または予備申告済の貨物及びコンテナについては一括訂正の対象外であるため、ＣＭＦ０１またはＣＭＦ０２業務で個別に訂正を行う必要がある。